

役場閉庁時における

死亡届は来庁前に電話連絡をお願いします

土日・祝日・年末年始など、役場が閉庁しているときに死亡届を提出される場合は、次の流れでご連絡・来庁いただきますようお願いいたします。

- ①** 役場へ電話をする
宿直職員が対応します



08514 - 6 - 0101

- ②** 死亡届を提出する
日時を伝える



町民課の待機職員が自宅から出勤して対応しますので、**希望する時間の1時間以上前までにご連絡ください。**

- ③** 役場（1階）の
町民課窓口へ行く



事前の電話連絡で、以下の内容を確認します

- ① 亡くなった方の氏名
- ② 当日来庁する方の氏名
- ③ 届出人の氏名および亡くなった方との関係性
(届出人は戸籍に名前が記載されます)

〈届出人の優先順位〉

- 1. 同居している親族
 - 2. 同居していない親族
 - 3. (親族以外の) 同居人、家主、地主、土地家屋の管理人
- ※この他、後見人なども届出人の対象範囲に含まれます。

事前に火葬の日時調整をしたい場合

宿直職員へその旨お伝えください。追って、町民課職員から折り返しご連絡いたします。

役場の開庁時に死亡届を提出される場合も、事前に町民課へ電話してから来庁いただくと、よりスムーズにご案内できます。ご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、

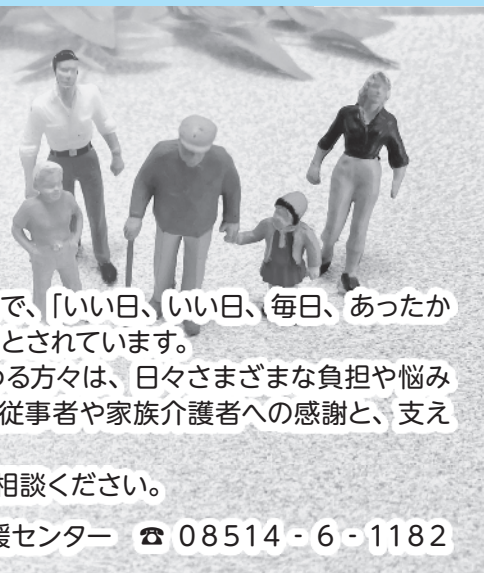
11月11日は、介護の日

11月11日は「介護の日」です。「いい日、いい日」の語呂合わせで、「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を合言葉に、介護について考えるきっかけとする日とされています。

介護が必要な方が増えるなか、介護する家族、介護の仕事に携わる方々は、日々さまざまな負担や悩みを抱えています。この機会に、身近な介護に目を向け、町内の介護従事者や家族介護者への感謝と、支え合いの気持ちを持っていいただければと思います。

介護の悩みは、ひとりで抱え込まず、地域包括支援センターへご相談ください。

ご相談先：西ノ島町地域包括支援センター ☎ 08514 - 6 - 1182



令和 8 年分

西郷税務署による対面での出張相談は廃止となります

例年2月に開催しておりました税務署職員による対面での出張相談は、西郷税務署の意向により廃止となります。

ご不便をおかけしますが、令和8年分の確定申告に関しましてご質問やご相談がございましたら、お早めに管轄の税務署へ直接ご相談をお願いします。

▼▼▼ 確定申告時期以外の税務署相談について ▼▼▼

まずは電話にてご相談ください。

電話での解決が難しい場合には、西ノ島町役場を会場に、管轄の税務署とオンライン相談を設置いたしますので、管轄税務署へご連絡ください。

税 目	管轄税務署 (相談窓口)	オンライン相談日	会 場
所得税に関する相談	西郷税務署 08512 - 2 - 0350 音声案内【2】	毎月第2火曜日 ※但し1～3月を除く	西ノ島町役場
相続・贈与・譲渡に関する相談	松江税務署 0852- 21 - 7711	毎月第1・3火曜日 ※但し1～3月を除く	

■その他

- 相続・贈与税等に関する申告は役場にて受付が出来ませんので、申告を予定されている場合は必ず税務署へご相談をお願いします。
- 出張相談の廃止に伴い、確定申告時期の申告相談が例年に比べてお時間をいただく恐れがございますので、お早めに西郷税務署へ事前相談をお願いします。
- 国税のよくある質問に対する一般的な回答を、国税庁ホームページのタックスアンサーより質問形式・キーワード・税金の分野ごとに調べることができます。



◀タックスアンサーはこちら

お問い合わせ先:

西郷税務署 (電話: 08512 - 2 - 0350)

西ノ島町役場 町民課 (電話: 08514 - 6 - 0103)

いい看取り・看取られ

11月30日は、人生会議の日

「大切にしたいこと」を
家族と話してみませんか

もしものときに、どのような医療やケアを望むのかを前もって考え、家族など、医療・介護の関係者と繰り返し話し合い、共有することを「人生会議」といいます。厚生労働省は、11月30日を「人生会議の日」としています。

西ノ島町では、10月25日に中央公民館ノアホールで、『いざ』じゃなくて『いま』～にしのしまの人生会議とは～』を開催しました。何かを決めることが目的ではなく、話し合うことが大切です。



島根の人生会議



〈マンガ〉島根県作成
ACP=人生会議って何だろう？



西ノ島町地域包括支援センター ☎ 08514 - 6 - 1182